

第3章 地域再生事業に対する外部監査

第1節 概要

2003年9月25日、監査委員会（Audit Commission）は「経済及びコミュニティの再生：監査から得られた教訓（Economic and community regeneration: Learning from inspection）」と題する報告書を公表した。経済及びコミュニティの再生に焦点を絞った地域再生事業を展開する66地方自治体に対する監査結果に基づき、地方自治体別に総合評価及び将来的な改善の可能性を示した初めての包括的報告書という点に意義がある。

第2節 評価に用いられた分析枠組み

地域再生政策は、広範な主体、機能及びサービスを統合することにより、地域の新たな発展を生み出すことを目指す統合的・価値創造的なサービスであるという点で、既存の一般行政サービスとは質的に大きく異なる。

従来、英国の地方自治体は「1972年地方自治法（Local Government Act 1972）」に基づき、原則として英国議会が制定する法律により個別に授権された事務のみを処理できるとされており、授権された範囲を超える行政行為を行った場合、住民又は監査委員会からの訴えに基づき裁判所から違法性を宣言される恐れがあった。「2000年地方自治法（Local Government Act 2000）」が制定されたことにより、地方自治体は一定の制約の下、経済開発、社会福祉、環境の3分野において自由に政策を実施できるとされている¹ものの、主要な行政サービスの大半は法律により実施が義務付けられているのが実状である。これに対し、地域再生政策は、各地方自治体の判断に基づく任意の行政行為であるため、その実施に当たって求められる地方自治体の役割及び責任は非常に多様である。

また、一般行政サービスの場合、政府が定める全国サービス水準（national service standards）、ベストバリュー業績指標（best value performance indicators）等を用いることにより、政策の実施効果を測定することが比較的容易であるのに対し、地域再生政策においては、各地域又は各地方自治体が独自に設定した目標により達成水準が評価されるなど多くの相違点がある（以上、図表3—2—1参照）。

したがって、同報告書は、従来の監査手法では正確な業績評価を行うことが困難である点を指摘し、地方自治体の関与する地域再生事業に対しては、次に掲げる4つの主要テーマ（各テーマは6つの個別要素から構成される）に即した業績評価を行う必要性があることを強調している（図表3—2—2参照）。

- ①堅調で多様性に富む地元経済
- ②質の高い雇用と安定的な所得の確保
- ③活気に満ちた中心市街地
- ④住民を統合する結束力の強い社会

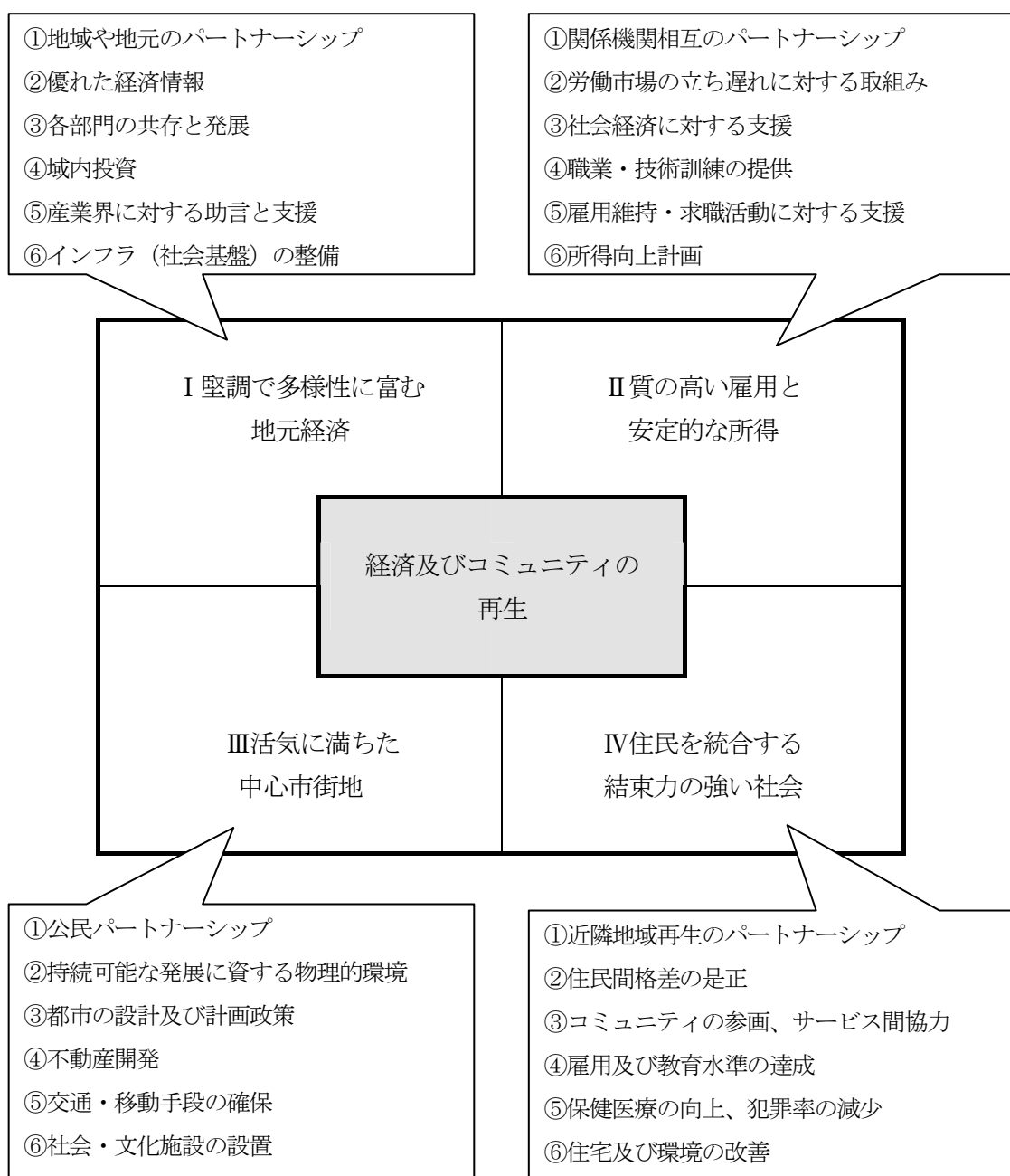
¹ 2000年地方自治法第2条（1）

【図表 3-2-1 一般行政サービスと地域再生事業の属性比較】²

	一般行政サービス	地域再生事業
実施根拠	法律による義務付け	実施については各地域が判断
達成度の評価基準又は指標	全国サービス水準、ベストバリュウ業績指標	地域・地方自治体が独自に設定する目標
戦略又は計画	サービス実施計画	関係機関が合意した戦略
地方自治体に求められる役割	サービスの運営	パートナーシップの手続き面における指導力
	サービスの提供	個別事業間の調整
重視される事項	サービス利用者の利便性	より広範な地域住民の参加

² 「Economic and community regeneration: Learning from inspection」 Table 1 に基づき作成。

【図表 3-2-2 地域再生事業の評価におけるポイント】³



第3節 地方自治体の役割の多様性に即した監査

これまで述べたとおり、地域再生に関する行政課題は内容が複雑であり、地域の抱える特殊性や問題点も千差万別であることから、例外なく有効性を発揮する単一の解決策や戦略はあり得ない。このため、各地域が独自に地域のニーズ、優先順位及び地方自治体の責任を決定していく必要がある。

監査委員会による監査の枠組みと詳細な方法論は、各地方自治体が独自に地域再生の意

³ 「Economic and community regeneration: Learning from inspection」 Exhibit 1 に基づき作成。

義を解釈することを前提としている。地域再生、とりわけ経済再生は、地域住民全体の繁栄と雇用機会の増進を目的とする地元経済の強化策に関する結果（outcome）と過程（process）の双方を包含しており、この点を十分配慮した監査を実施している。

これまでは、経済開発と地域社会の再生に焦点を絞った監査が実施されている。この場合、経済開発という用語自体は、地方自治体が提供する特定の機能又は部局の名称として用いられていることが多く、ベスト・バリュー制度の再評価においても、制度創設期は機能面を重視し、部局単位毎の個別の事業内容に焦点を当てる傾向が見受けられたが、最近ではより視野を拡大し、地域再生分野において地方自治体が担っている、より広範かつ戦略的な役割に着目するなど変化してきている。

地域再生に対する地方自治体の取組みが多様であることは、監査で取り上げられるテーマが極めて多岐に及ぶことにも反映されている。特に監査委員会が重視してきたのは、次に掲げるテーマである。

- ① 地域独自の視点や調整力・実行力などを発揮して、地域社会における地方自治体のリーダーシップが確保されているか。
- ② 地方自治体が、政府、RDA⁴などに代表される公的部門のほか、民間部門、ボランティア団体、コミュニティ団体との間で有効なパートナーシップ関係を構築し、運用することができるか。
- ③ コミュニティ戦略、近隣地域再生戦略⁵及び総合計画を通じて、地方自治体の提供する主要行政サービスが地域再生に貢献できているか。
- ④ 地域再生を下支えするサービスや事業を適正に管理できているか。

ここに掲げたテーマについても、本章第2節で紹介した4つの主要テーマ及び関係する個別要素という文脈に即して評価される。

第4節 監査結果の分析

1 地方自治体別の業績評価

4段階にランク分けされた総合業績評価では、上位2つのランクである「3ツ星（Excellent）」、「2ツ星（Good）」と評価された地方自治体が、全体の73%に達した。また、61%の地方自治体が、今後のサービス改善見込みについて、「改善の見込みが極めて高い（Excellent）」、「改善の見込みが有望（Promising）」と評価されており、経済とコミュニティの活性化に焦点を当てた地方自治体レベルの地域再生政策が極めて順調に進んでいることをうかがわせる結果となっている（図表3-4-1、3-4-2参照）。

⁴ 第4章第2節参照。

⁵ 第2章第6節参照。

【図表3-4-1 地域再生事業に関する監査結果（全体概要）】⁶

		改善の見込み					監査対象自治体に占める割合
		極めて高い	有望	曖昧	乏しい	計	
総合評価	星なし (Poor)	0	1	1	0	2	3%
	1ツ星 (Fair)	0	5	10	1	16	24%
	2ツ星 (Good)	5	26	13	1	45	68%
	3ツ星 (Excellent)	1	2	0	0	3	5%
計		6	34	24	2	66	100%
監査対象自治体に占める割合		9%	52%	36%	3%	100%	

⁶ 「Economic and community regeneration: Learning from inspection」 Exhibit2 に基づき作成。図表中の数字は、該当する地方自治体数を表す。

【図表3-4-2 全監査結果一覧表】⁷

地方自治体名	総合評価	改善見込み	星の数	報告書のタイトル
Hartlepool Borough Council	優秀	極めて高い	3ツ星	経済開発
Derby City Council	優秀	有望	3ツ星	計画と執行、経済開発と観光業
Caradon District Council	優秀	有望	3ツ星	地域社会と経済再生
Blackburn with Darwen Borough Council	良好	極めて高い	2ツ星	持続可能な地域社会
Darlington Borough Council	良好	極めて高い	2ツ星	地域再生
Easington District Council	良好	極めて高い	2ツ星	経済再生
Manchester City Council	良好	極めて高い	2ツ星	競争力、企業及び地元の利益
Sheffield City Council	良好	極めて高い	2ツ星	経済開発
Amber Valley District Council	良好	有望	2ツ星	地域再生サービス
Chichester District Council	良好	有望	2ツ星	ビジネス支援
Cumbria County Council	良好	有望	2ツ星	経済開発サービス
Rugby Borough Council	良好	有望	2ツ星	中心市街地の復活
Tynedale District Council	良好	有望	2ツ星	経済発展
Blackpool Borough Council	良好	有望	2ツ星	経済開発
Carlisle City Council	良好	有望	2ツ星	経済開発
Doncaster Metropolitan Borough Council	良好	有望	2ツ星	近隣地域レベルの衰退に取り組む
Durham County Council	良好	有望	2ツ星	経済開発と地域再生
Greenwich London Borough Council	良好	有望	2ツ星	地域再生
Halton Borough Council	良好	有望	2ツ星	都市再生
Herefordshire District Council	良好	有望	2ツ星	経済開発と地元の発展
Kennet District Council	良好	有望	2ツ星	持続可能な発展
Manchester City Council	良好	有望	2ツ星	近隣地域の再生
Mid Suffolk District Council	良好	有望	2ツ星	経済再生、開発及び観光業
Newcastle Under Lyme Borough Council	良好	有望	2ツ星	経済再生サービス
Oldham Metropolitan Borough Council	良好	有望	2ツ星	中心市街地のパートナーシップ
Redcar & Cleveland Borough Council	良好	有望	2ツ星	単一振興予算（SRB）の入札と運営
Redcar & Cleveland Borough Council	良好	有望	2ツ星	経済開発
South Hams District Council	良好	有望	2ツ星	経済発展
South Lakeland District Council	良好	有望	2ツ星	経済開発
Tameside Metropolitan Borough Council	良好	有望	2ツ星	経済開発区域
Wandsworth LBC	良好	有望	2ツ星	経済開発
Wigan Metropolitan Borough Council	良好	有望	2ツ星	経済再生
Wirral Metropolitan Borough Council	良好	有望	2ツ星	地域再生サービス
Arun DC	良好	曖昧	2ツ星	経済再生
Ribble Valley Borough Council	良好	曖昧	2ツ星	地域再生と計画政策
Doncaster Metropolitan Borough Council	良好	曖昧	2ツ星	市場サービス
Durham County Council	良好	曖昧	2ツ星	経済開発
Forest of Dean District Council	良好	曖昧	2ツ星	経済開発、観光業及び工業団地
Gateshead Metropolitan Borough Council	良好	曖昧	2ツ星	コミュニティの経済再生
Great Yarmouth Borough Council	良好	曖昧	2ツ星	雇用及び地域再生の支援
Hampshire County Council	良好	曖昧	2ツ星	経済的繁栄
Kings Lynn & West Norfolk Borough	良好	曖昧	2ツ星	地域再生の見直し
Kirklees Metropolitan Borough Council	良好	曖昧	2ツ星	不動産と市場サービス
Nottinghamshire County Council	良好	曖昧	2ツ星	経済開発
Shepway District Council	良好	曖昧	2ツ星	機会と地域再生
Tynedale District Council	良好	曖昧	2ツ星	持続可能なコミュニティ
Knowsley Metropolitan Borough Council	良好	乏しい	2ツ星	コミュニティの安全サービス
Barnsley Metropolitan Council	普通	有望	1ツ星	市場と中心市街地のサービス
Congleton Borough Council	普通	有望	1ツ星	経済開発と観光サービス
East Riding of Yorkshire Council	普通	有望	1ツ星	持続可能な発展
Ellesmere Port & Neston Borough	普通	有望	1ツ星	エレスミア港市場
Wensbeck District Council	普通	曖昧	1ツ星	地域再生
Calderdale Metropolitan Borough Council	普通	曖昧	1ツ星	市場サービス
Devon County Council	普通	曖昧	1ツ星	経済開発
Ipswich Borough Council	普通	曖昧	1ツ星	経済開発と観光業
Allerdale District Council	普通	曖昧	1ツ星	経済開発
Fenland District Council	普通	曖昧	1ツ星	経済開発
Hampshire County Council	普通	曖昧	1ツ星	ボランティア団体等に対する支援
Lewisham London Borough Council	普通	曖昧	1ツ星	経済開発サービス
Mid Sussex District Council	普通	曖昧	1ツ星	経済開発とコミュニティの発展
Sefton Metropolitan Borough Council	普通	曖昧	1ツ星	社会的統合の単位
Surrey Heath Borough Council	普通	曖昧	1ツ星	コミュニティの交通機関
Maidstone Borough Council	劣悪	有望	星なし	ロックメドウ市場と農業会館
Crawley Borough Council	劣悪	曖昧	星なし	経済的課題

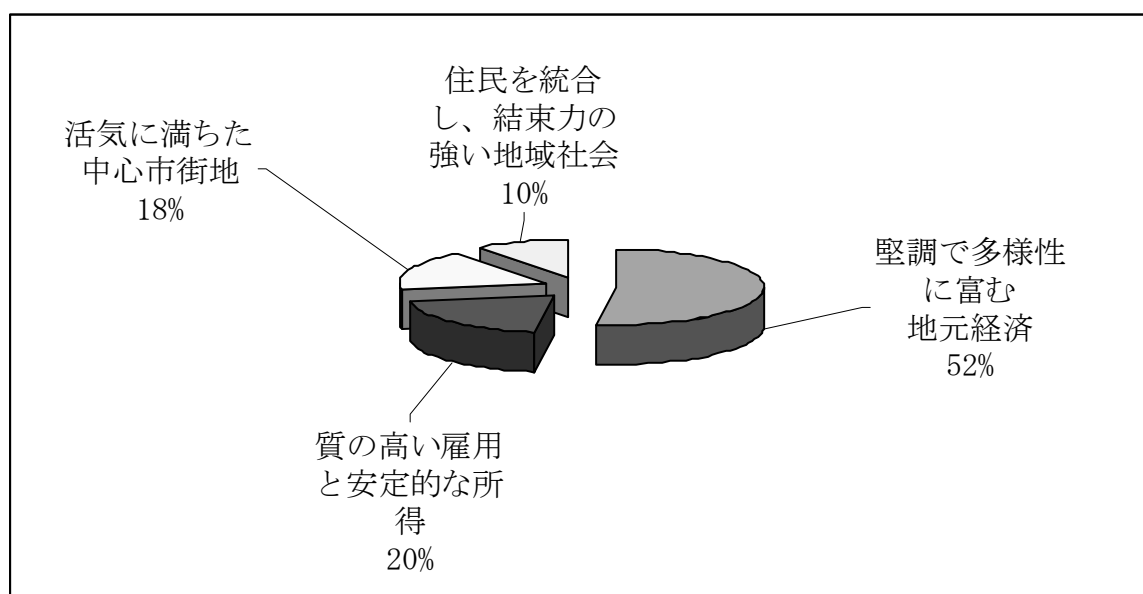
⁷ 「Economic and community regeneration: Learning from inspection」 Appendix1 に基づき作成。

2 優良事業事例における重点テーマ

監査委員会では、66 地方自治体が実施、関与している地域再生事業の中から、顕著な成果を挙げていると見られる 176 の優良事業事例を抽出・分析し、本章第 2 節で紹介した地域再生に関する 4 つの主要テーマのうち、どのテーマに最も焦点が当てられているかという分析を試みている。

それによると、「①堅調で多様性に富む地元経済」に焦点を当てた事業が過半数を占めていることが分かる（図表 3-4-3 参照）。このことは、監査対象自治体の半数以上が、北部イングランド及びその近辺に位置する地方自治体に偏っており、その多くが産業構造の転換等に起因する経済の衰退に直面している事実を強く反映した結果であるとも言える。

【図表 3-4-3 優良事業事例が比重を置く主要テーマ別の割合】⁸



3 地方自治体による関与のあり方

監査委員会では、地域再生事業に対する地方自治体の関与のあり方を注視しており、地方自治体による多様な関与方法を次のとおり具体的に特定し、類型化している（図表 3-4-4 参照）。

⁸ 「Economic and community regeneration: Learning from inspection」 Exhibit3 に基づき作成。

【図表3—4—4 地方自治体の関与方法（主要テーマ別）】⁹

関与方法	テーマ 堅調で多様性に富む地元経済	質の高い雇用と安定的な所得の確保	活気に満ちた中心市街地	住民を統合する結束力の強い社会	計
パートナーシップ	40	19	15	8	82
直接支援	30	5	8	4	47
直接支援とパートナーシップ	11	5	0	0	16
調整	3	0	2	5	10
委託とパートナーシップ	3	2	3	0	8
委託	3	0	1	1	5
パートナーシップと調整	1	0	1	0	2
その他	1	4	1	0	6
計	92	35	31	18	176

地方自治体は自ら事業を実施・運営するだけでなく、パートナーを形成している他の組織・団体に対して事業を委託するなど、様々な関与の方法がある。こうした幅広い地方自治体の役割の中でも、「パートナーシップによる事業運営（Working in Partnership）」と「直接的な支援（Direct Assistance）の提供」のふたつが、優良事業事例に最も共通して見られる地方自治体の関与のあり方である。これとは対照的に、「調整（Co-ordinating）」や「委託（Commissioning）」という手法は、あまり効果的に機能していないことが分かる。

4 成功事業事例に共通する特徴

同報告書は、各地域における成功事例としてハートルプール（Hartlepool Borough Council、3ツ星）、シェフィールド（Sheffield City Council、2ツ星）、ダーラム（Durham County Council、2ツ星）、キャラドン（Caradon District Council、3ツ星）及びアンバ・ヴァリー（Amber Valley District Council、2ツ星）の5地方自治体の地域再生への取り組み事例を簡潔に紹介するとともに、これらの成功事例に共通する特徴として次の7点を指摘している。

- ① 地域再生事業の実施理由及び達成目標が明快であること
- ② 事業実施過程よりも達成目標に焦点が当てられていること
- ③ 荒廃状況に対応するため、経済開発の手法を用いていること
- ④ 良好なパートナーシップ関係が成立し、運用されていること
- ⑤ 事業成果が利用者に還元される方法が模索されていること
- ⑥ 雇用状況、公共スペースの有効利用、近隣地域の再生（Neighbourhood Renewal）など、状況改善を示す具体的証拠の収集に努めていること

⁹ 「Economic and community regeneration: Learning from inspection」 Table2 に基づき作成。

- ⑦ 地域の社会経済的な将来像を設定した上で、地元のニーズを理解してもらうよう住民団体に協議するなど、積極的な働きかけを行っていること

この報告書を総括して、監査委員会の委員長を務めるジェームズ・ストラッヘン氏は、次のように語っている。「地域の荒廃という行政課題に例外なく当てはまる単一の解決策や、成功の保証などというものは一切存在しない。しかし、地方自治体が各地域の実状に合わせて、どのように最善の方法を見出し、実践してきたかを報告書で取り上げた個別事例は示している。地方自治体は、管轄区域に対する投資を誘引し、地元経済を後押しする上で重要な役割を果たしており、地域再生に対し、戦略的で独創性に富む取組みを実施することにより、最も荒廃状況が著しい地域をも変革することが可能である。」

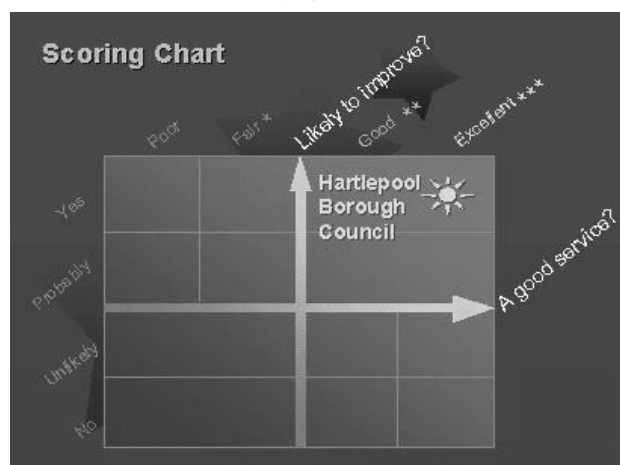
5 個別事例（ハートルプール・バラ・カウンシル）

（1）ハートルプールの概要

2001年1月現在のハートルプール・バラ・カウンシル（以下「ハートルプール」と略称）の失業率は8.2%であり、地域及び国の平均失業率（6.6%、3.5%）を大きく上回る。また同自治体は、管轄区域内人口の56%がイングランドで最も荒廃状況が進んだ上位10%の選挙区内に居住するなど集中度が著しい。この結果、ハートルプールは、イングランド全域でも11番目に荒廃状況が著しいディストリクトとして位置付けられている。

こうした荒廃状況にもかかわらず、監査結果は同自治体の経済開発事業は全体評価として「3ツ星（Excellent）」、今後のサービス改善見込みに関しても「改善の見込みが極めて高い（Excellent）」として、それぞれ最高の評価が与えられている（図表3—4—5参照）。

【図表3—4—5 ハートルプールの経済開発政策に対する監査委員会の評価】¹⁰



（2）ハートルプールの将来像

ハートルプールの掲げる総合的なビジョンは、「活気と多様性に富む地域経済を支援・開

¹⁰ 「Economic Development : Hartlepool Borough Council」(Audit Commission 報告書)より転載。横軸は全体評価、縦軸は今後の改善見込みを示している。

発するとともに、地域住民に雇用が行き渡るよう他者と協力すること」とされている。同自治体の経済開発課が掲げる目標は、この総合ビジョンの基礎を成しており、それは経済再生事業において特に重要なふたつの側面を見事に表現している。すなわち「雇用の拡大に必要な諸条件を整備するとともに、地域住民が職を得ることを保証すること」である。

ア 雇用拡大に必要な条件整備

ハートルプールは、「堅調で多様性に富む地元経済」を実現するために必要な施策に焦点を当てることを通じ、雇用の拡大を促進している。より具体的には、同自治体内にビジネスに適した用地及び施設が存在することを対外的に説明している。また、域内投資を促進するとともに、助言と各種支援策を提供することにより、特に観光産業に力点を置いた産業支援政策を実施している。こうした目標の基礎となっているのは、地域（regional）及び地元（local）のパートナーシップを十分に活用することにある。

（ア）目的1「ビジネスに適した用地及び施設の提供」

この目的を達成するための具体策は、低廉な企業用施設と施設内でビジネスに関する適切な助言を提供している「ブローガム企業センター（Brougham Enterprise Centre）」の運営である。これに加え、同自治体では中心市街地に存する産業施設の改善を支援しており、単一振興予算を活用して「オクスウェイ産業団地（Oaksway Industrial Estate）」の大規模修繕事業を支援している。こうした直接的支援にパートナーシップを効果的に組み合わせる手法により、目的の達成に努めている。

（イ）目的2「投資対象地区としての中心市街地をアピールする」

産業界に対する聞き取り調査を行った結果、マリーナ（船舶係留港）と中心市街地を再開発したことにより、現在のハートルプールは、投資の対象として非常に魅力的な地域となっている。また、同自治体はティーズ・ヴァリー開発会社（Tees Valley Development Company）との強力なパートナーシップを形成している。加えて、不動産投資及び修繕に対する財政支援を確保する上で重要な役割を担っている。

ハートルプールに対する外部からの投資事例として次のようなものがある。香港及び中国に拠点を置くニット・ウェア製造企業が、ヨーロッパに進出するための事業用地を探していた。投資額は約250万ポンド、100名の新規雇用が期待される案件であった。ワン・ノースイースト（One NorthEast）¹¹が極東地域とのつながりを持つ¹²ことから、相手先から照会を受けることとなった。

ハートルプール、ワン・ノースイースト及びティーズ・ヴァリー開発会社は、共同して事業候補地への訪問使節団の受け入れを行い、事業に適した敷地も見つかった。土地所有者との用地買収交渉には、ハートルプールが参加・協力したほか、地域選択的支援補助金（Regional Selective Assistance Funding）の交付を受けるためのビジネス計画書の作成

¹¹ 北東イングランド地域開発公社の呼称。

¹² アジア地域では、上海、東京及びソウルに事務所を設置している。

にはワン・ノースイーストが協力している。地元住民の雇用を含め、事業開始に伴う広範な問題に対して、ハートルプール及びティーズ・ヴァリー開発会社が支援を行っている。これ以外にもハートルプールは、この企業が事業を拡大する際、敷地の確保にも協力を行った。

こうした事例を受けて、監査委員会では同自治体の提供するサービスが公的部門と民間部門を結び付けて、成功した投資へとスムーズにつながる触媒の役割を果たしていると高く評価している。

(ウ) 目的3 「企業に対する助言と財政支援」

経済開発分野では、ビジネス・リンク・ティーズ・ヴァリー (Business Link Tees Valley)、ハートルプール・エンタープライズ・エージェンシー (Hartlepool Enterprise Agency)、シティ・センター・トレーニング (City Centre Training) など産業支援を実施している公的機関と密接に協力している。また、財政上の支援、他の組織・団体とパートナーシップを形成するための助言やガイダンスを提供することにより、既存企業の成長を促進するサービスが提供されている。

この分野においては、海底石油採掘機器の製造を開始した企業に対する助成事例がある。1998年に役員4名で設立された直後、この企業はハートルプールに対して直接支援を求めてきた。これを受けてハートルプールは、不動産登記制度を用いて事業に適した施設を探し出し、直ちに操業を開始できるよう便宜を図っている。更にワン・ノースイーストにより3か月間の賃貸料無料期間が提示され、ノン・ドメスティック・レイト (Non Domestic Rate)¹³に対する助成措置も講じられている。これ以外にも、ハートルプールは商工関係者名簿の中から、地元拠点に置く優良製造下請け企業を見いだして同社に紹介している。

設立後1年間が経過した時点で、同社は事業拡大補助金の交付を受けたほか、雇用創出事業 (Job Build scheme) を活用して地元労働者の雇用に関して助成を受けることが可能となった。このほか、ハートルプールはビジネス・リンクの産業支援アドバイザーに同社を紹介し、製品の輸出に関する助言が受けられるよう便宜を図った。こうした支援の結果、この企業は現在9名の地元労働者を雇用できるまで成長している。

同自治体は、産業支援分野における自らの位置付けを正確に把握し、産業界はどの機関に助言を求めればよいか熟知しており、その他の公的機関も産業界に対し、適切な支援を行っている」と監査委員会は評価している。

(エ) 目的4 「観光産業の振興」

観光産業の振興は、比較的新しく始まったものである。BBCの休暇番組がハートルプールを取材・放映するなど、市場開拓作業も順調に推移しているものの、観光産業の振興に対する評価については、もう少し検証が必要である。現在、コンサルタント会社に観光産業戦略の策定を依頼しているが、同自治体は観光産業の発展により新たに雇用を創出し、住民が利用しやすい施設を提供するなど中心市街地を更に魅力的な存在にしたいと考えて

¹³ 居住用以外の資産に課せられる税金である。

いる。

イ 雇用の創出

ハートルプールは、地域住民を雇用機会に結びつける様々な事業を展開しているが、優れた成果を上げていると住民の評価も高い。その基礎となっているのは、学校及びコミュニティに基盤を置く成人教育のネットワークを充実させていることである。

この分野では、次の4つのスキームが実施されている。

- ① 雇用の創出：雇用を拡大するための補助制度を活用しているほか、単一振興予算対象地域の住民に対し、職業訓練の場を提供している。
- ② 焦点を絞った職業訓練：雇用者が求める従業員のニーズに合わせた短期職業訓練、労働市場における需要が高い職業分野に焦点を当てた職業訓練などを実施している。
- ③ 女性に関する雇用機会の拡大：再就職を希望する女性に対し、職業訓練の提供や自営業開始の支援を行う。
- ④ 労働市場における仲介：長期失業者の就職を目標として、職業に直結した訓練を行う。

この4つのスキームの直接的な効果として、2000年4月から12月までの9か月間に、図表3-4-6に掲げたように、255人の新規雇用が発生している。2000年中に再就職を果たした住民数が993名¹⁴であることを考慮すれば、最低でも再就職者の4分の1強が、ハートルプールの実施した雇用創出事業の恩恵を受けている計算となる。

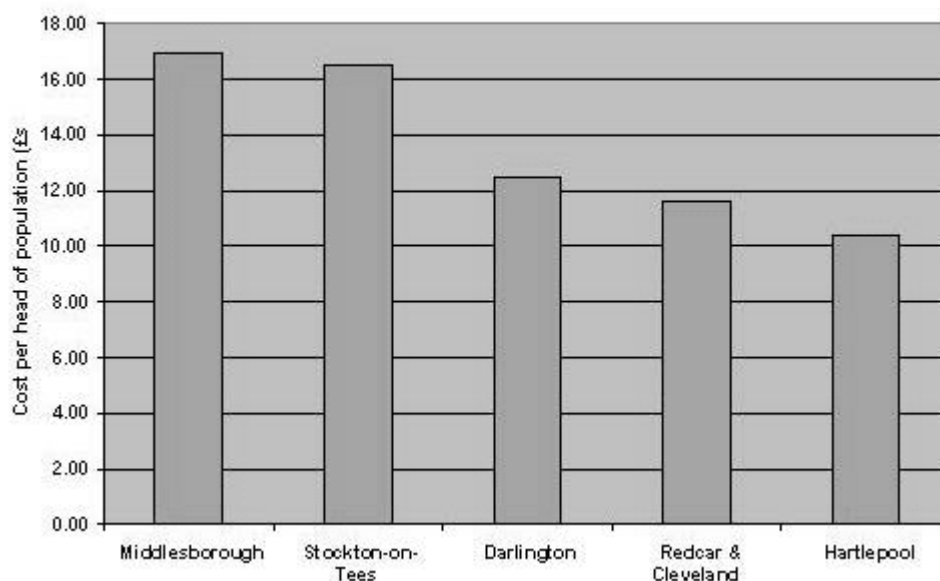
【図表3-4-6 地域再生事業によるハートルプールの新規被雇用者数】

事業内容	被雇用者数
①雇用拡大を目的とする補助制度・職業訓練設備の提供	152人
②焦点を絞った職業訓練の実施	84人
③再就職を希望する女性に対する支援	10人
④長期失業者に対する職業訓練	9人
合計	255人

1999年度にハートルプールが経済開発政策に支出した住民1人当たりの金額は、10ポンド強であるが、これは高失業率問題を抱える周辺の地方自治体と比較してもかなり低い金額に抑制されており（図表3-4-7参照）、同自治体における経済開発政策の費用対効果が高いことが推測される。

¹⁴ 失業者登録（Unemployment Register）から除外された人数。

Figure 6 Expenditure on economic development - 1999/2000



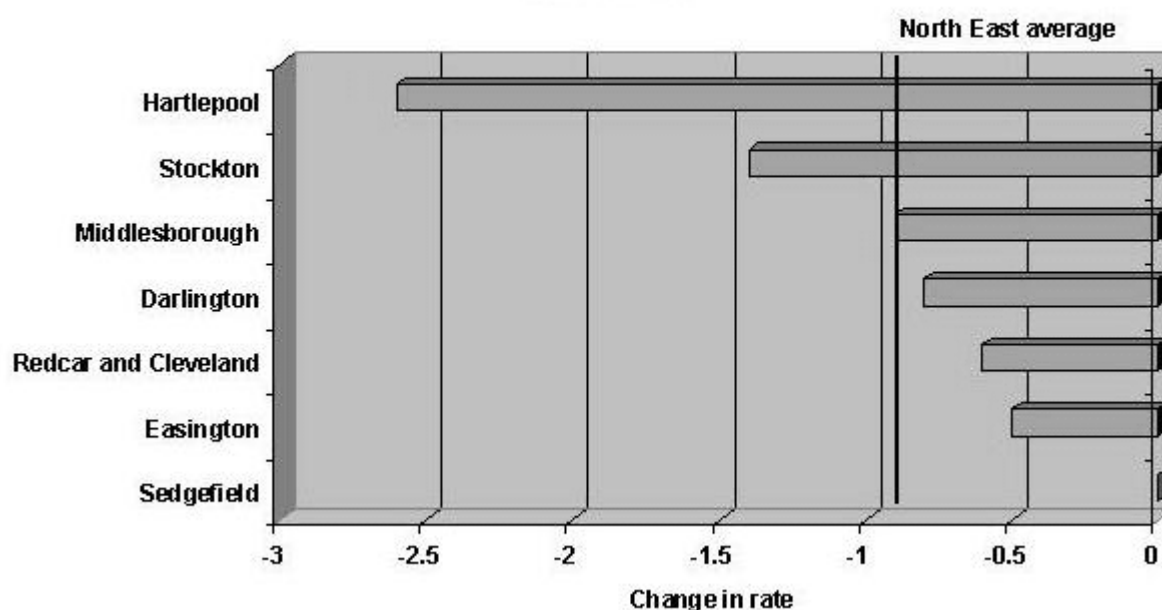
次に雇用 1 件当たりの費用を見ると、産業支援事業（Business Support Activities）の平均額は 550 ポンドであるが、これは地方自治体における平均支出額（1,000 ポンド～1,500 ポンド）と比較してかなり効率的であると言える。職業訓練事業における雇用 1 件当たりの費用については、雇用創出（Jobs Build）が 674 ポンド、焦点を絞った職業訓練が 979 ポンド、長期失業者に対する職業訓練では 1 万 26 ポンドとかなりの幅がある。この支出実績は、現在政府が実施している雇用のためのニューディール政策が雇用 1 件当たり 4,000 ポンド～7,000 ポンド、労働市場における仲介事業の場合は 1 万ポンド以上要していることと比較すれば、決して高額な支出ではない。

ハートルプールにおける 2001 年 1 月の失業率は、前年同期比絶対値で 2.6%の減少を示しているが、これはイングランド北東地域の平均減少率だけでなく、同地域内の全地方自治体よりも大幅な減少率となっている（図表 3—4—8 参照）。

¹⁵ 「Economic Development : Hartlepool Borough Council」(Audit Commission 報告書)より転載。

【図表3-4-8 ハートルプール及び近隣の地方自治体における失業率の減少】¹⁶

Figure 7 Change in unemployment - Hartlepool and neighbouring authorities
(January 2001)



(3) 監査結果から判明したこと

ハートルプールの地域再生事業に対する総合業績評価は、最高の3ツ星 (Excellent) であり、失業率は低下し、域内投資は増加したため、サービス利用者も十分に満足している。監査委員会では、ハートルプールの取組みが優れている点を次のとおり指摘している。

- ① 明確で挑戦する価値のある目標を持ち、それを住民や利害関係者と共有していること
- ② 失業率の低下に一貫して焦点を当てるなど、優れたリーダーシップを発揮していること
- ③ 良好なパートナーシップを維持し、チャンスを最大限に活用することを可能とした現実的な取組みを実施していること
- ④ 全体として産業界にとって利用しやすい施策を推進しており、民間部門が期待している迅速かつ柔軟な対応を心がけていること
- ⑤ 地域住民を雇用に結びつけるための職業訓練施策が、十分に確立されていること

監査委員会では、同自治体の目標水準が高く、徹底したベストバリュー制度の再評価を実施し、地域再生を更に充実させるだけのパートナーシップ関係と行政運営能力を有していることから、今後一層のサービス向上が図られるとの見通しを示している。

¹⁶ 「Economic Development : Hartlepool Borough Council」 (Audit Commission 報告書) より転載。

第4章 地域再生のパートナー

第1節 パートナーシップとは

1 歴史

1970年代に都市問題が深刻化したことに伴い、「1978年都市中心地域法（Inner Urban Areas Act 1978）」が制定されたが、この法律により、インナーシティー・パートナーシップという考え方が提唱された。ここでのパートナーシップとは、中央政府と地方自治体との協働を目指すものであった。1980年代になると、サッチャー政権は中央政府と民間企業との間にいわゆるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の考え方を導入し、民間活力を導入することに成功した。しかしながら、この段階では地方の声が反映されないといった反省点が浮上してきた。そこで、1990年代に入ると、ボランティアやコミュニティなどにより形成されるパートナーシップの積極的な導入が図られ、地方自治体にはパートナーシップを構築・運営する上で主要な役割が期待されることとなった。1997年に成立した労働党政権は数々の改革に着手したが、その多くは特別地区の設置に重点を置いたものであり、例えば失業者に対する職業訓練制度を実施する「エンプロイメント・ゾーン（Employment Zone）」など、個別の行政課題に対応した特定区域が設定された。1999年末現在、12地区で地域再生計画が実施され、30地区でその他の計画が行われるようになった。

これ以外にも地方自治体協議会（Local Government Association）が20の先進自治体とパートナーシップを形成し、5か年の地域再生プログラムを開始している。しかしながら、名前は地域再生であるが、この組織は地域から自発的に芽生えたのではなく、中央政府及び地域開発公社¹が提唱する戦略に則って形成された存在に過ぎなかった。したがって、地域にとって何が重要であるかという一番重要な論点について、地方自治体や住民が自主的に判断するという意識に乏しく、戦略のための地域再生という逆説的な結果に陥ってしまった。2000年代になると、パートナーシップという用語は様々な分野で用いられるようになった。しかしながらパートナーシップが増えすぎ、限られた助成金が様々な機関に無原則に配分され、効率よく事業を実施できないという問題が新たに浮上してきた。

政府は、こうした反省点を踏まえ、より多くのパートナーシップを包括する総合的なパートナーシップである地域戦略パートナーシップ（Local Strategic Partnership）の導入を発表した。この制度により、無計画に増加し続けるパートナーシップの数を抑制するとともに、効果的に運営されているパートナーシップについては権限の拡大が推進されたため、より地域に根ざしたパートナーシップが結成できるようになった。政府はパートナーシップに関する情報を他地域でもうまく活用できるようにするという間接的な役割を果たすこととなった。

2 パートナーシップの定義と役割

¹ 第4章第2節参照

パートナーシップとは「共通の目的を達成するために協働するパートナー間の合意を意味する」²と一般的に定義されている。より具体的には「人材や財源などの資源を共有し、重複を避け、調整された事業を実施することを通じて、各主体が無原則に個別事業を実施する以上の、相乗的な効果が認められる関係」³を表している。パートナーシップという考え方は、行政に限らず、様々な分野で用いられているが、地域再生政策との関連では、パートナーシップの形成が補助金の受給資格とされている場合がある。

パートナーシップは、多くの場合、地方自治体及び関係機関により構成されており、地方自治体は政府が奨励するように、パートナーシップにおける先導的役割を果たしていることが多い。これは、多様な行政課題を包含し、数多くの関係機関が関与する地域再生政策においては、地方自治体が調整機能を果たすことが最も効率的であると考えられているためでもある。

パートナーシップは、構成主体及び規模の点で極めて多様である。小規模なパートナーシップにおいては、全員参加による意思決定が可能であるが、多くの場合、執行部又は役員会といった特別の意思決定機関を設置し、意思決定の迅速化を図っている。この意思決定機関は主たるパートナーの代表者により構成されている。

第2節 地域開発公社 (Regional Development Agency)

1 概要

1999年、「1998年地域開発公社法 (Regional Development Agencies Act 1998)」に基づきイングランドの地域政府事務所と同じ地域割り内に8つの地域開発公社 (Regional Development Agency、以下「RDA」と略称)⁴が、2000年にはロンドン開発公社 (London Development Agency) が設立され、現在合計9つの地域で運営されている。RDAは独立の公共機関 (quango) であり、国務大臣の監督下に置かれている。意思決定機関である理事会を構成する理事は、国務大臣により任命される。

RDAの地位はRDA法により次のように規定されている。

地域開発公社は国権 (the Crown) の奉仕者 (servant) 若しくは代理人 (agent)、又は国権のいかなる地位、特典若しくは特権を享受するものであってはならない。また、その財産は国権の又は国権のために所有される財産であってはならない。

2 設立目的及び権限

² 「Building Effective Local Partnership」 (The Local Government Management Board 1993)

³ Vicky Roberts 他 「PUBLIC/PRIVATE/VOLUNTARY PARTNERSHIPS IN LOCAL GOVERNMENT」 (The local Government Management Board 1995) の定義を若干修正したもの。

⁴ クレアレポート第223号「イングランドにおける権限委譲に向けた動き」 (自治体国際化協会) 参照

RDA の設立目的については、次のとおり規定されている。⁵

- ① 管内の経済開発及び再生を促進すること（特にインフラストラクチャーの整備）
- ② 管内の事業効率、競争力を高めること及び投資を促進すること
- ③ 管内の雇用を促進すること
- ④ 管内の雇用に結びつく技能の開拓及び投資を促進すること
- ⑤ 英国における持続的発展に資すること
- ⑥ 地域全体の経済発展

前記の目的を達成するため、RDA は次に掲げる権限を行使することができる。⁶

- ① 財政支援を行うこと
- ② 正当に得られる、最大の対価に満たない条件で土地を処分すること
- ③ 法人を設立し又は法人の株主となること

このとおり、政府は RDA に対して、管轄区域内において経済開発を先導する役割を期待している。1997 年に労働党が公表した白書「繁栄のためのパートナーシップ構築 (Building Partnerships for Prosperity)」において、RDA は「現在、いくつかの国及び地域の機関が実施している事務を引き継ぐとともに、一層強力な地域的一体感、国家戦略の効率的執行を促進するための新たな役割を担う」と述べられている。このため、多くの機関で縦割りに執行されていた権限と予算を RDA に集中し、従来のように都市部にのみ開発の焦点をあてるのではなく、地域全体の総合的開発を目指すという新たな視点が加わった。また、地域戦略パートナーシップ⁷、イングリッシュ・パートナーシップ⁸らのパートナーと共同で地域再生に取り組んでいる。

3 計画

各 RDA は 10 年から 20 年を展望する長期プランである地域戦略 (Regional Strategy) を策定しており、その地域戦略に沿った形で、今後 3 年間の具体的な取組みを示したコーポレート・プラン (Corporate Plan) が策定され、政府に提出されている。コーポレート・プランは、地域の優先事項、予算配分及び工程表などが明示されており、政府の了承が得られた時点で、年度別の目標や出来高を記載したビジネス・プラン (Business Plan) が策定されている。

以下、RDA について、イングランド北西地域開発公社の例をあげて説明する。イングランド北西地域開発公社は、地域の活性化はその地域の中心となる都市部の経済状況に大

⁵ RDA 法 4 条(1)

⁶ RDA 法 5 条(1)(2)

⁷ 第 2 章第 6 節 5 参照

⁸ 第 2 章第 9 節参照

大きく依存しているとの認識に立ち、イングランド北西地域の問題であるインフラの老朽化、自然環境の悪化、劣悪な住宅環境など深刻な問題に取り組む総合計画であるアーバン・ルネッサンス・プロジェクトを行っている。北西地域開発公社は地域戦略パートナーシップと協力して、アーバン・ルネッサンスを実施しているが、現在の優先的課題は近隣地域再生資金⁹を活用して、荒廃地区の改善を図ることである。その際の中核的な役割が期待されているのが地域戦略パートナーシップである。優先地区は 2002 年に国務大臣が発表した地域計画ガイダンス概要 (Draft Regional Planning Guidance) ¹⁰に定められており、その地域を中心に再生活動を実施している。

加えて、狂牛病、口蹄疫などの影響を受け、近年農業従事者の収入が大幅に落ち込んでいる地域の再生を図っているのがルーラル・ルネッサンス計画である。イングランド北西地域の 8 割を農地が占めることから、この地域経済において農業は重要な役割を担っている。そこで、イングランド北西地域開発公社はカントリー・アクション・プランに基づく田園地域再生計画 (Regional Rural Recovery Plan) 及び環境・食料・地方問題省のイングランド田園地域開発プログラム (England's Rural Development Programme) に添った個別経済復興活動計画を作成し、経済基盤の持続的な発展を目指している。

【図表 4-2-1 アーバンルネッサンス各分野の基本計画】

戦略・計画の名称	担当機関	発行年
NHS (医療サービス) 計画	保健省	2000
都市白書	雇用技術省 (当時)	2001
近隣地域再生戦略	内閣	2001
地域住宅政策	イングランド北西地域開発公社、イングランド北西部地域事務所、住宅協会	2001
地域再生計画	イングランド北西地域開発公社	2002
デザイン・ルネッサンス	イングランド北西地域開発公社	2002

【図表 4-2-2 ルーラル・ルネッサンス各分野の基本計画】

計画等の名称	担当機関	発行年
田園地方白書	環境・交通・地域省 (当時)	2000
口蹄疫対策委員会	Task Force	2001
口蹄疫発生後の地域再生	ハスキンス上院議員	2001
地域回復計画	イングランド北西地域開発公社	2002
イングランド北西地域における口蹄疫の経済的影響	パイオン・エコノミックス ¹¹	2002

⁹ 第 2 章第 6 節参照

¹⁰ 第 5 章第 2 節参照

¹¹ 学術ジャーナル機関。公的機関との協同で環境問題などに関する調査、報告を行う。

【図表 4—2—3 イングランド北西地域開発公社における各計画間の関係】

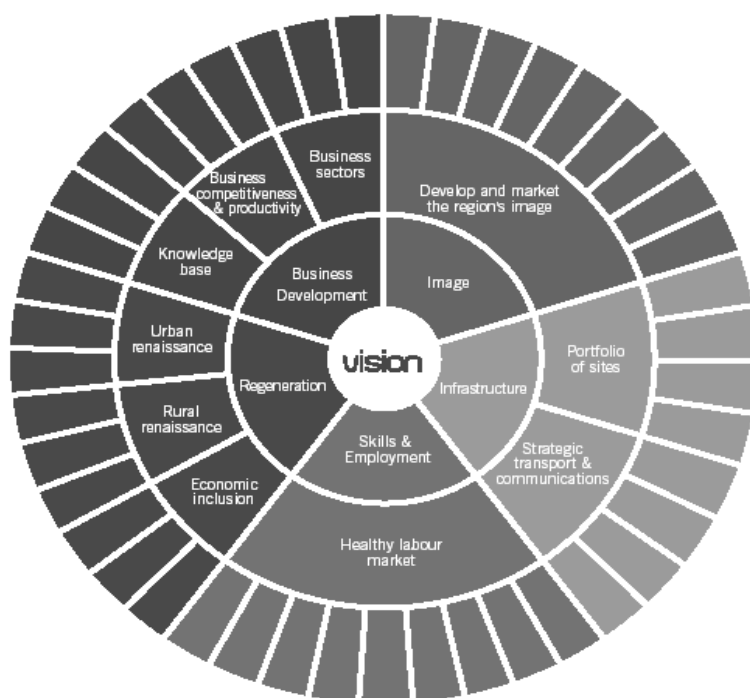
	期 間	内 容
地域経済戦略	20 年	項目別に鍵となる活動を幾つか挙げ、目標の概要を定める。
コーポレート・プラン	3 年	項目別に地域開発公社が果たす役割について規定している。
ビジネス・プラン	1 年	単年度の予算及び事業目標を明示。

(1) 地域経済戦略 (Regional Economic Strategy)

イングランド北西地域開発公社は、イングランド北西部政府地域事務所 (Government Office for the North West) 及びイングランド北西地域会議 (the North West Regional Assembly) と協議の上、1999 年に長期プラン「地域経済戦略 (Regional Economic Strategy)」を作成した。この計画は 2020 年までを展望し、次に掲げる主要 5 項目について持続可能な経済開発を実現するとの方針を示している。

- ① ビジネス開発：電子商取引など新たな技術を取り入れた開発、投資の促進、国際競争力への対応を行い、経済成長を目指す。
- ② 地域再生活動：都市部、田園部ともに荒廃地域、低所得者層の住宅環境、社会環境の改善を行い、経済の活性化を目指す。
- ③ 技術力の向上及び雇用の創出：就職、個人ビジネスのための技術力の指導及び生涯学習機会を設け、高いレベルの雇用を提供できる場を目指す。
- ④ インフラストラクチャーの整備：人、もの、情報の伝達がスムーズに行えるよう、交通機関、ブロードバンドの設備を整え、世界水準で競争可能な基盤を整備する。
- ⑤ イメージの向上：良いイメージを構築することで、投資などを期待できるようにする。また観光産業に力を入れ、地域イメージの改善を目指す。

【図表 4-2-4 イングランド北西地域開発公社の開発指針】¹²



(2) コーポレート・プラン

2002 年度にイングランド北西地域開発公社が政府に提出した「コーポレート・プラン」¹³は、2003 年度から 2005 年度までの 3 か年を対象とした計画であり、地域経済戦略で設定した 5 項目の目標を達成するための取り組みの概要について言及している。しかしながら、RDA は持続可能な経済発展にとって最も重要となる住宅、教育、保健・医療分野への直接的関与が困難であるため、パートナーシップを形成することにより、これらの目標達成を目指すことになる。

今回のコーポレート・プランでは特に、アーバン・ルネッサンス（第 5 章参照）、ルーラル・ルネッサンス（第 6 章参照）に力を注ぎ、地域の全体的な活性化を目指すこととしている。そこでファーネス及び西カンブリア都市再生会社（Furness and West Cumbria Urban Regeneration Company）¹⁴を設立し、主要事業の円滑な推進に努めている。

なお、2003 年度から 2005 年度までのイングランド北西地域開発公社のコーポレート・プランに対する支出予定額は 10 億 8,100 万ポンドであるが、このうち地域再生関連予算は 5 億 7,100 万ポンドで約 53%を占めている。

(3) ビジネス・プラン

ビジネス・プランは、コーポレート・プランにおける主要事業に関する年間計画である。

¹² <http://www.englandsnorthwest2020.com/structure.htm> より転載。

¹³ Northwest Development Agency Cooperate Plan 2003/04to2005/06 参照。

¹⁴ 第 4 章第 2 節参照。

①ビジネス開発、②地域再生活動、③技術力の向上及び雇用の創出、④インフラストラクチャーの整備、⑤イメージの向上の5項目について説明している点は、地域経済戦略及びコーポレート・プランと同様であるが、コーポレート・プランがイングランド北西地域開発公社の達成すべき長期目標を定めた指針であるのに対し、ビジネス・プランは具体的な取組みを明示している。

このビジネス・プランは、新しく RDA がパートナーと共に取り組んでいくこととなった住宅、交通、観光事業に対してどのような形で活動していくのかといったことや成人教育や技術力向上プログラムと組み合わせたビジネスサポートにより地域全体の労働力レベルの向上を目指すことで経済活動を活発化し、競争力を高める計画に取り組むことなどが示されている。これと同時に今回のビジネス・プランでは、アジア太平洋地域からイングランド北西地域への投資事業を重視し、他の地域との差別化を計っている。

4 申請

RDA に対する開発補助金の申請は、地方自治体等の地域再生事業を担当する団体が行うが、申請手続きに先立ち申請団体は RDA との協議を行う必要がある。この協議の結果、助成対象となり得ると判断された事業に限り補助金申請を行うこととなる。申請書に記載すべき内容は次のとおりである。

- ① 開発計画の概要
- ② 開発計画の必要性、RDA による補助の必要性、補助金が交付されなかった場合の開発計画の実施見込み
- ③ 開発による受益者とその開発への関与
- ④ 開発に係る地方自治体以外の関係機関
- ⑤ 開発を推進するための管理運営方針
- ⑥ 開発計画が地域経済戦略に及ぼす肯定的な影響、地域戦略 (Regional Strategy)¹⁵、小地域戦略 (Subregional Strategy)¹⁶、地域戦略パートナーシップ計画との整合性
- ⑦ 開発による成果 (次の項目について、3年間に及ぶ数値目標を掲載)
 - ・ 雇用促進
 - ・ 新規事業
 - ・ 土壌汚染地の再利用
 - ・ 学習機会の提供
 - ・ 企業に対する助言
 - ・ 事務所用施設の増床
 - ・ 企業誘致
 - ・ 森林地帯の面積増

¹⁵ 第5章4参照。地域計画指針に示されるマスタープラン

¹⁶ 地域戦略 (Region) と基本計画 (ディストリクト) の中間的な計画

- ⑧ 単一振興予算 (Single Regeneration Budget) ¹⁷の充実に当たり、地域住民が等しく開発事業の恩恵に浴することができるよう配慮した計画内容となっているか。
 - ・ 少数民族に対してどのような影響があるのか。
 - ・ 性差別を誘発・助長するような恐れがないか。
 - ・ 障害者に対する平等な取扱いを確保するためにどのような配慮がなされているか。
- ⑨ 供給地域である周辺地区と消費地区である中心市街地との繋がりが考慮されているか。
- ⑩ 補助金所要額を含めた歳入・歳出見込み
- ⑪ 代替案の有無 (代替案が存在する場合は、当該計画との相違点を明記)
- ⑫ 開発計画のリスク及び法的認可の必要性
- ⑬ 持続可能な資源の利用に及ぼす影響
- ⑭ 地域の環境に与える影響
- ⑮ コミュニティーが抱える諸問題に対する対処方針
- ⑯ 犯罪の減少に資すると判断される要素
- ⑰ 田園地域に与える影響 (影響がある場合は、具体的にどのような影響があるかを明記)
- ⑱ ルーラル・ルネッサンスの原則に適合しているか。
- ⑲ 美観地域の保護に適した開発計画であるか。
- ⑳ 開発に関する特記事項
- ㉑ 何らかの理由により、補助金の支給が一時休止された場合の対処方針
- ㉒ 全ての政府補助金の交付可能性について検討したか。
- ㉓ 開発計画の評価に対する有益な情報

5 イングランド北西地域開発公社の主なパートナー

(1) 都市再生会社 (Urban Regeneration Company)

副首相府の提案に基づき、イングリッシュ・パートナーシップ、地方自治体、RDA、地元代表者により設立される。特定地域の再生を図ることを目的としており、中立的な組織として様々な分野から広く専門家を雇用し、民間会社としての柔軟性を生かした公的部門及び民間部門による投資の促進、地域のネームバリューを高める広報活動などを実施している。現在はイングランド内に 15 の都市再生会社¹⁸が設立されており、RDA からの補助金等により地域再生を実施しているが、都市再生会社の管轄外地域については、イングランド北西地域開発公社が直接関与することとなる。

¹⁷ 第1章第3節(8)参照

¹⁸ Bradford URC / Catalyst Corby / CPR Regeneration / Derby URC / Hull Citybuild / Leicester Regeneration Company / Liverpool Vision / New East Manchester / Sandwell URC / Sheffield One / Sunderland ARC / Tees Valley URC / The New Swindon Company / West Lakes Renaissance

(2) 地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnerships)

これまで非効率に実施されていた地域再生事業に対する支出を取りまとめ、効率的な資源配分を行うことにより、持続可能な地域の活性化を図ることが、このパートナーシップを形成する主な目的である。地方自治体を中心となっているところもあれば、民間部門、ボランティア団体が中心となっているパートナーシップもある。

特に荒廃状態が進んでいる 88 の地方自治体に対しては、政府が近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund) ¹⁹を交付し、地域再生事業に活用している。RDA の機能が経済開発に特化しているのに対し、地域戦略パートナーシップは、地域再生事業に対する地域住民の参加を促し、近隣地域再生部 (Neighbourhood Renewal Unit) ²⁰の指導と助言に基づき、教育、雇用、犯罪防止、保健医療、住宅問題など幅広い行政課題に取り組んでいる。

(3) アーバン・ルネッサンスのパートナー

イングランド北西地域開発公社はアーバン・ルネッサンスを実施するに当たり、特定の都市の再生事業は都市再生会社、公園を含めた土地の新規開発、再利用計画は小地域パートナーシップ (Sub-Regional Partnerships)、観光事業は地方自治体、人気のない地区の住宅整備は住宅市場開発協会 (Housing Market Renewal Pathfinder Authorities) と住宅公社 (Housing Corporation) が行うほか、民間部門、ボランティア部門、森林委員会 (Forestry Commission) などの各分野の専門機関とパートナーシップを組み、多くの実際の活動は各パートナーが行い、それを監督、助言、補助している。

イングランド北西地域開発公社では、パートナーの活動がどれだけ進捗しているかを①人口、②住宅価格、③小売店の販売実績、④商業施設の賃貸状況、⑤地区別の訪問者数 (東マンチェスター、リバプール市中心部、ファーンレス、西カンブリア、東ランカシャー)、⑥住宅着工数、⑦就業率、⑧荒廃状況が著しい上位 20%の選挙区における社会保障手当受給者数などの項目を事業別で測定し、この結果によりパートナーへの助成金額を決定している。

(4) ルーラル・ルネッサンスのパートナー

イングランド北西地域開発公社は、アーバン・ルネッサンス同様ルーラル・ルネッサンスにおいても各専門分野のパートナーと協働で事業を行っている。主な協働機関は、地方庁 (Countryside Agency)、環境・食料・地方問題省、田園地域開発庁 (Rural Development Service)、環境庁 (Environment Agency)、小ビジネスサービス局 (Small Business Service)、学習・技能評議会 (Learning and Skills Councils)、イングランド北西部地域事務所、イングランド北西地域会議、森林委員会 (Forestry Commission)、イングリッシュ・ネイチャー (English Nature) など、小規模ビジネス分野、環境団体などが多くなっ

¹⁹ 第2章第6節参照。

²⁰ 地域間格差の是正政策を所管する副首相府内の部局。

ている。

イングランド北西地域開発公社では、これらの計画の進捗状況を監視・測定するため、①最貧地域における生産性、②交通の利便性、③マーケットタウンにおける雇用、③技術、④ビジネスの状況を指標として用いている。

また、実施に当たっては、①5 か年計画である田園地域再生計画の実行、②農業統一基準 (Common Agricultural Policy) など EU の基準に適合させること、③環境・食料・地方問題省やイングランド北西部政府地域事務所などのパートナーと協力して、ルーラル・ルネッサンスに向けた活動を行うこと、④特定のマーケットタウンの再生に優先的に取り組むこと、⑤雇用の促進、特に女性や少数民族の失業者に対する職業訓練教育につながっているかといった課題を課している。

第3節 クロスリバー・パートナーシップの事例紹介

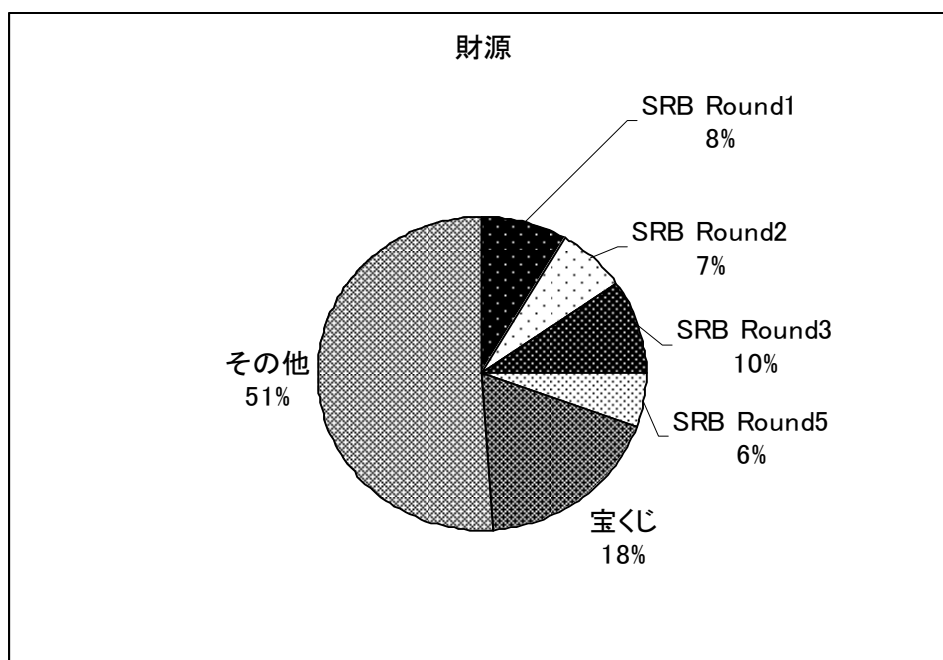
1 概要

1995年、ウエストミンスター・シティ・カウンスルは、ランベス・ロンドン・バラ、サザーク・カウンスル、コーポレーション・オブ・ロンドン (通称シティ) とのパートナーシップによりクロスリバー・パートナーシップを設立した。これは政府による地域再生の補助金のひとつである単一振興予算を取りまとめることと、テムズ川にかかるヴァクソール橋とタワー橋間の地域再生を目的としている。特に、ロンドンでは大きな問題となっているテムズ川を挟む南北間に存在する経済、社会格差の解消、世界都市であるロンドンの中心として誇れる環境整備、テムズ川を挟む交通機関の整理、職業機会の提供及び環境の改善に取り組んでいる。これらの目標を実現するためのクロスリバー・パートナーシップは、4 地方自治体のほかにパートナーシップを組むロンドン港湾協会 (Port of London Authority)、ロンドン観光局、ロンドン交通局及び民間部門が参加している。

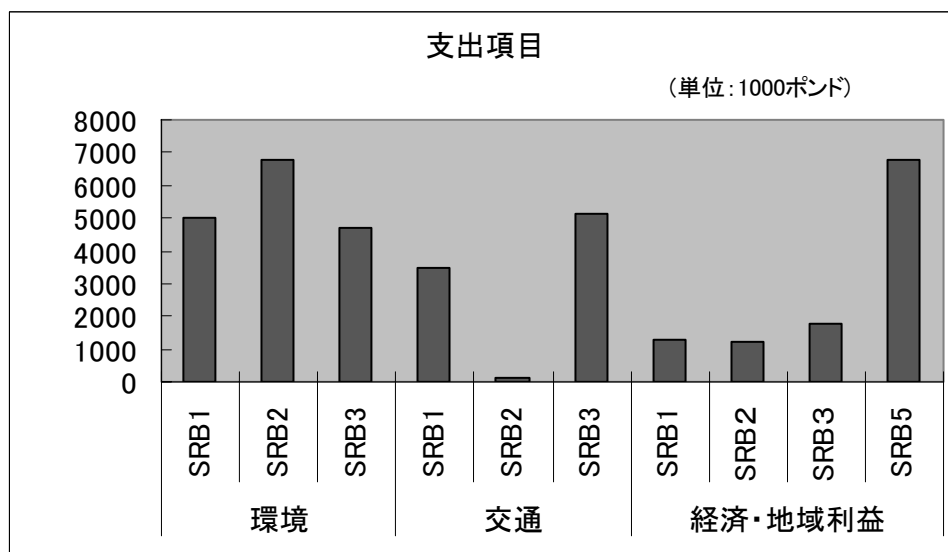
2 財政

1995年に設立されて以来、このパートナーシップは、総額 6,000 万ポンドの補助金を獲得しているが、そのうち 3,600 万ポンドが RDA の単一振興予算から交付されている。その他の財源は、宝くじ基金 (Lottery Funds)、欧州地域開発基金などから補助金を得ている (図表 4—3—1 参照)。

【図表4-3-1 クロスリバー・パートナーシップの財源内訳】



【図表4-3-2 クロスリバー・パートナーシップの項目別歳出内訳】



3 主な実施事業

クロスリバー・パートナーシップは、地域再生における調整機関としての役割に加え、資金及びビジネス機会の提供など幅広い役割を担っている。例えば、サウスバンク・ユース・リソース・センターはミレニアム事業の一環として2000年に建設された施設であるが、地域に居住する若年者がコミュニティの一員であることを自覚し、意思決定に積極的に参画できるよう能力開発を行うほか、インターネットを活用して世界中の若者と情報交換することのできる物理的環境を提供することを目的としている。この事業に参加しているランベス・ロンドン・バラ、サザーク・カウンシル、ブラックフライアーズ基金、ウォ

一タールーのコミュニティー団体などのパートナーを調整し、効率的で、誰もが恩恵を受けられるような活動を実施するため、専任の職員を配置している。

また、テムズ川で祭りを開催することで観光客の誘致を行い、ビジネスの機会を拡大し、教育機関の充実を図るための団体の設立や地元レベルで実施される小規模事業に対する補助金の交付なども行っている。

4 まとめ

近年日本においてもパートナーシップの形成が試みられているが、英国のパートナーシップは少し複雑になりすぎた感がある。パートナーシップを組まなければ助成金を得られないなどの条件が政府からついたため、一つの事業に対し数多くのパートナーシップが形成されてしまったためである。そこで、政府も地域戦略パートナーシップの形成を通して、その整理を進めている。基本的には、行政を民間との協同により、それぞれの利点をうまく活用するのがパートナーシップの目的であり、英国においてはその機能分担はうまくいっているようである。例えば、企業誘致などは、政治と直接関係を持たない民間団体が政治的意思決定を経ずに活動に移れるという迅速性を生かしながら、パートナーである自治体に働きかけるといった事である。このような民間と行政の長所と役割分担をうまく取り入れたパートナーシップの活動は日本の参考になるのではないだろうか。